

情 個 審 答 申 第 7 号
平成 2 4 年 5 月 2 1 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 3 年 3 月 2 8 日付け市協発第 7 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | <ol style="list-style-type: none">1 市議会を除くとするのが正当なのかの正当性の法的根拠のわかる資料等、他の熊本市現行条例等の法理念のわかる資料等2 市議会を参画で欠落させても良いとするこの素案の法的根拠等のわかる他の条例等・法理念の資料等3 市議会の参画に関する規定を設けないことに関して、熊本市自治推進委員会の検討・審査・審議を開催した開催年月日時、場所、会議録等 |
|--------|---|

[諮問第 3 号]

別 紙

諮問第 3 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、平成 23 年 1 月 11 日 ウェルパルクまもとで開催の説明会で示された、熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）第 2 章の表題が「市民参画」とされ、市議会の参画に関する規定がないことに関し、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「市議会を除くとするのが正当なのかの正当性の法的根拠のわかる資料等、他の熊本市現行条例等の法理念のわかる資料等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「市議会を参画で欠落させても良いとするこの素案の法的根拠等のわかる他の条例等・法理念の資料等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び「市議会の参画に関する規定を設けないことに関して、熊本市自治推進委員会の検討・審査・審議を開催した開催年月日時、場所、会議録等」（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、次のとおりである（抜粋）。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市自治基本条例の条例理念を遵守・遵法すべき主幹課主催の「熊本市市民参画と協働の推進条例」作成に当り、基本原則を欠落させての推進条例づくりに取り組むには、何らかの法的根拠がなければ熊本市憲法に対して、不遵法となる事は明白であるにも拘らず、「不存在」はあり得ない。

「議会」を外す協働理念が、この推進条例の範疇外とするには、何らかの法的根拠が「存在」する筈である。よって、「不存在」を取り消して、「存在・法的根拠交付」を執行していただきたい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

請求拒否理由説明書の記述の理由で、削除する事にしたとの判断が、熊本市憲法理念に違反した市政執行判断とするならば、「行政」は「行政」だけで、「市民」は「市民」だけで、この推進条例を作成しても構わないとの理論づけが成り立つ事になる。

「協働理念」が、明らかに熊本市憲法に違反した市政執行であるから、何らかの法的根拠があつての事であり、堂々と憲法違反を侵す熊本市職員で血税を喰む、不こころ業務執行がなされているとは、とても思えない。よって、「不存在」を取り消して、「存在・法的根拠のわかる資料交付」を、執行していただきたい。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

平成23年1月11日、「市民参画と協働の推進条例に関する説明会」の会場で、私がこの件について質疑を行っているので、会議録は作成されており、熊本市自治推進委員会の各委員に対しても、主催主幹課からも「説明会では、どのような市民等との質疑がなされたか等」の説明も行われた筈であり、それに対する主催主幹課の回答等の説明もあった筈である。更に主催主幹課の内容説明を受けた、学識経験者、委員長、各委嘱委員、各公募委員等が何も発言せず、検討、審査、審議もせず、「協議は無いため、不存在」とは、市民の目線では考えられない条例作成市政理念である。よって、「不存在」を取り消して、「存在・会議録等の資料交付」を、執行していただきたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）は、平成22年10月に熊本市自治推進委員会から答申いただいた「条例に盛り込むべき項目と内容」を踏まえ、市民協働推進課で関係各課と協議・検討し条文化したものである。この協議・検討の過程において、市議会における参画・協働は、市議会の中で論議されている議会基本条例などの中で検討していただけると判断したものであり、同素案第2章の表題が「市民参画」とされ、市議会の参画に関する規定がないことに関し、正当性の法的根拠のわかる資料等、他の熊本市現行条例等の法理念のわかる資料等は不存在である。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

前記の協議・検討の過程において、「市議会を参画で欠落させても良い」との協議・検討はなされていない。よって、「市議会を参画で欠落させても良いとするこの素案の法的根拠等のわかる他の条例等・法理念の資料等」は不存在である。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）の作成に当たって、同素案第2章の表題が「市民参画」とされ、市議会の参画に関する規定がないことに関し、市議会を参画で欠落させても良いとする事に関する熊本市自治推進委員会での協議はないため、「熊本市自治推進委員会の検討・審査・審議を開催した開催年月日時、場所、会議録等」は不存在である。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰ

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）第2章の表題が「市民参画」とされ、市議会の参画に関する規定がないことに関し、正当性の法的根拠のわかる資料等

イ 本件文書Ⅱ

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）第2章において、市議会を参画から欠落させても良いとする、正当化の法的根拠等のわかる資料等

ウ 本件文書Ⅲ

熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）の作成過程において、市議会の参画に関する規定を設けないことに関して検討・審査・審議をした熊本市自治推進委員会の会議録等

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

なお、熊本市自治推進委員会の会議録は、すべて公表されている。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

会長職務代理者 荒 木 昭次郎

委 員 大 江 正 昭

委 員 高 木 絹 子

委 員 馬 場 啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 3 年 4 月 1 1 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 4 年 4 月 6 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 4 年 4 月 2 3 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 5 月 2 1 日	答申（案）の審議を行った。